

古賀都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

古賀都市計画地区計画を福岡広域都市計画地区計画に名称を改め、次のように変更する。

平成24年12月3日 古賀市告示第173号

第1回変更：平成29年1月24日 古賀市告示第10号

名 称		古賀団地・中央・久保西・久保地区 地区計画	
位 置		古賀市駅東5丁目、中央3・4・5・6丁目の各一部	
面 積		約29.8ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、古賀市の中心部に位置し、現在、低層住宅地として良好な住環境を形成している。本計画は、低層住宅地としての良好な環境の形成・保全を図りつつ、二世帯住宅などの多様化する住宅ニーズに対応することを目標とする。	
	土地利用の方針	良好な低層住宅地としての形成・保全を図る。	
	建築物等の整備方針	良好な街並みの形成・保全を図るため、建築物の容積率の最高限度を定める。	
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	戸建住環境形成地区
		地区の面積	約29.8ha
	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 建築基準法第48条第1項に規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物（別表第2（イ）項のうち第一号（長屋を除く）及びその建築物に付属するもの 80%</p> <p>二 建築基準法第48条第1項に規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物（別表第2（イ）項のうち前号を除くもの 60%</p>

区域、地区の区分は計画図表示のとおり

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画地区計画の名称を変更するものです。